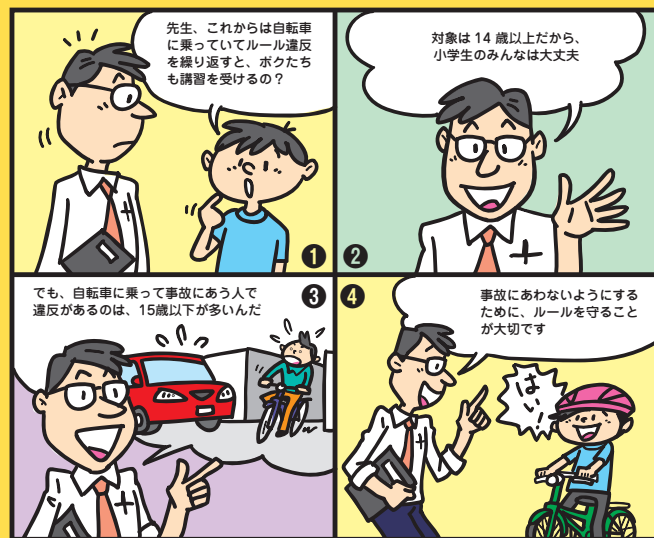


Q1

改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けることとなります。その対象となる年齢は次のうちどれでしょう？

- ① 14 歳以上
- ② 16 歳以上
- ③ 18 歳以上
- ④ 20 歳以上



Q2

平成26年の自転車乗用中（第1・2当事者）の死傷者数を法令違反別にみると、最も多い違反は次のうちどれでしょう？

- ① 動静不注視
- ② 安全不確認
- ③ 一時不停止
- ④ 交差点安全進行義務違反

Q3

自転車乗用中（第1・2当事者）の死傷者数を法令違反別・年齢層別にみると、「違反あり」の割合が最も多い年齢層は次のうちどれでしょう？

- ① 15 歳以下
- ② 16 ～ 24 歳
- ③ 25 ～ 64 歳
- ④ 65 歳以上

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業（株）安全運転普及本部 TEL:03 (5412) 1736



Q 1 解答 ① 14歳以上

<解説>

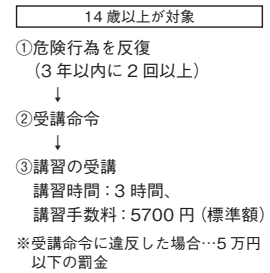
改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から「自転車運転者講習制度」が始まった。危険な交通違反を繰り返す自転車利用者に安全講習を義務づけるものだが、対象は14歳以上となっている。右記14種の危険行為に該当する違反行為をした者が警察官に交通違反として検挙された場合はもちろん、交通事故の際に自転車運転者側に危険行為に該当する違反行為があった場合も含まれる。自転車も車両運転者としての意識を忘れずに運転することが必要である。

●自転車運転者講習制度

●講習の対象となる危険行為

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
- ・通行区分違反
- ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・遮断踏切立入り
- ・交差点安全進行義務違反等
- ・交差点優先車妨害等
- ・環状交差点安全進行義務違反等
- ・指定場所一時不停止等
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・制動装置(ブレーキ)不良自転車運転
- ・酒酔い運転
- ・安全運転義務違反

●講習制度の流れ

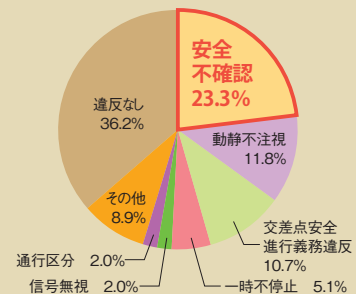


Q 2 解答 ②安全不確認

<解説>

平成26年の自転車乗用中(第1・2当事者*)の死傷者数(10万6427人)を法令違反別にみると、「安全不確認」が5分の1以上を占め、最も多くなっている。自転車利用者は信号機のない交差点などでは周囲の状況をよく観て、左右の安全を確認することが事故防止につながる。「止まれ」の標識がある場合は必ず一時停止しなければならない。止まらずに進みながら左右を確認するケースも多く見られるが、それでは視野が狭くなったり、物が見えにくくなるなど、見落とす可能性もあって危険なため、必ず一旦止まって左右の安全確認をすることが大切である。また、ドライバーやライダーは信号機のない交差点などで、自転車が安全確認をせず交差点に進入してくるかもしれないと予測しておくことが必要である。

●自転車乗用中(第1・2当事者)の法令違反別交通事故死傷者数(平成26年・構成率)



*第1当事者は交通事故の当事者のうち、過失が最も重い者又は過失が同程度の場合は、被害が最も軽い者。
第2当事者は過失がより軽い者、過失が同程度の場合は、被害がより大きい方の当事者。

Q 3 解答 ① 15歳以下

<解説>

自転車乗用中(第1・2当事者)の死傷者数を法令違反別・年齢層別にみると、子ども(15歳以下)は「違反あり」が7割以上(71.4%)を占め、他の年齢層に比べて特に高くなっている。子どもの場合、交通ルールを正しく理解して自転車に乗っていると限らない。実際に子どもが自転車で普段走る場所や走り方を確認し、交通ルールの遵守が事故防止につながることを子どもに理解してもらうための教育を家庭や学校で行っていくことが大切である。

※文中のデータ、グラフの出典は警察庁資料

【使用上の注意】

●営利目的での利用はおやめください ●内容の無断転載、無断改変、一部抜粋しての利用はおやめください ●その他、使用に関するご質問はお問い合わせください
本田技研工業(株) 安全運転普及本部 TEL:03(5412)1736

